

## 1 審議会の性格

山梨県附属機関の設置に関する条例の第2条第1項による知事の附属機関（職業能力開発促進法第91条第1項の審議会その他の合議制の機関）

## 2 目的及び機能

県の職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する。  
（職能法第91条第1項）

## 3 委員の任期及び定数

- ・任期 2年 平成20年11月4日～平成22年11月3日
- ・定数 15名以内

## 4 審議会の開催状況

平成20年5月15日 第1回審議会  
 ・（委嘱式）委員の人事異動に伴う新委員の委嘱（2名）  
 任期：H19.4.1～H20.10.18  
 ・（議事）平成20年度職業能力開発実施計画について  
 ・技術系人材の育成に係る施策についての検討  
 プロジェクトチーム設置について

平成20年8月4日 審議会第1回プロジェクトチーム会議  
 ・審議会委員15名のうち、選任された6名の委員で構成  
 ・（議事）山梨県職業能力開発計画見直しの検討について  
 ・技能五輪全国大会の山梨開催の検討について

平成20年10月10日 審議会第2回プロジェクトチーム会議  
 ・（議事）職業能力開発施設の今後のあり方について

## 5 審議会の委員

## (1) 委員の構成

- ・関係行政機関の職員 1人
- ・労働者を代表する者 4人 労働者代表委員と事業主代表委員は、同数とする。
- ・事業主を代表する者 4人 } （条例施行規則第10条）
- ・学識経験のある者 6人 }

## (2) 委員の推薦団体等

区分	推薦団体	人数、内訳
行政機関職員	山梨労働局	1人
労働者代表	連合山梨	4人
事業主代表	経営者協会 職業能力開発協会	3人 1人
学識経験者	山梨大学 高等学校長協会 職業能力開発協会 山梨県立大学ほか	1人 1人 1人 3人